

# 青森県報

第二千六百六十八号

平成十八年  
八月十八日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の事業所の所在地変更の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称変更の届出	(同)	一
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
選挙管理委員会		
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正	(事務局)	三
人事委員会		
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正	(管理課)	三
雑 報		
平成十七年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十八年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領	(新産業都市建設事業団)	四

## 告 示

青森県告示第六百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分		変更年月日
		名 称	事 業 者	
医療法人 南六会	八戸市小中野一 丁目四の五二	主たる事務所の 所在地	事 業 者	平成一三・四・六
ねんりん 訪問看護 センター ヨス	八戸市小中野一 丁目一の一一	名 称	事 業 所	
八戸市小中野一 丁目四の五四	八戸市小中野一 丁目一の一一	所 在 地	事 業 所	

青森県告示第六百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次とおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	居宅介護支援事業者		変更年月日
	名 称	所 在 地	
名 称	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	年月日
の 所 在 地	主たる事務所 所在地	所 在 地	

変更後	変更前	区分
株式会社アイリスケアサービス	株式会社アイリスケア	居宅介護事業者
野一丁目四の四二	八戸市小中	主たる事務の所在地
訪問介護		居宅介護の種類
ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	居宅介護事業者
八戸市小中の四二	八戸市小中の四二	所在地
平成一七・四・一		年月日更

平成十八年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百十八号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業者の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人恵心会	社会福祉法人鶴住会	社会福祉法人鶴住会	社会福祉法人鶴住会	青森保健生活協同組合	青森保健生活協同組合
三戸郡三戸大字斗内一田六〇の一	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	青森市東大野二丁目九の二	青森市東大野二丁目九の二
居宅介護支援センター鶴亀	居宅介護支援センター鶴住	居宅介護支援センター鶴住	居宅介護支援センター鶴住	八甲病院	八甲病院
三戸郡三戸大字斗内一田六〇の一	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	生協さくら病院	生協さくら病院
居宅介護支援事業所鶴亀	居宅介護支援事業所鶴住	居宅介護支援事業所鶴住	居宅介護支援事業所鶴住	青森市問屋町一〇丁目一五の〇	青森市問屋町一〇丁目一五の〇
三戸郡三戸大字斗内一田六〇の一	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	平成一六・四・一	平成一六・四・一

青森県告示第六百十九号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年八月十八日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
社会福祉法人野辺協	社会福祉法人野辺協	社会福祉法人鶴住会	社会福祉法人鶴住会	株式会社イリ工	株式会社イリ工	青森市大字安田字近野三六六の六	青森市大字安田字近野三六六の六
北津軽郡野辺町字前田一の七	北津軽郡野辺町字前田一の七	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	訪問介護	訪問介護	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	通所介護	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所
北津軽郡野辺町字前田一の七	北津軽郡野辺町字前田一の七	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所
北津軽郡野辺町字前田一の七	北津軽郡野辺町字前田一の七	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	北津軽郡板柳町大字野中二鶴住一〇二の二	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所	訪問介護事業所むつ営業所
平成一六・六・三	平成一六・六・三	平成一六・六・元	平成一六・六・元	平成一六・六・一	平成一六・六・一	平成一六・六・一	平成一六・六・一

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定期日
佐藤 優子	青森市大字羽白字 沢田一九三の七八	さとつ接骨院	青森市大字羽白字 沢田一九三の七八	平成 一六・六・七
盛田 敦至	青森市妙見一丁目 九の九	ふれあい心の サービス青森 営業所	青森市問屋町一丁 目一八の二	平成 一六・七・三

青森県告示第六百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は 住所	居宅サ ービスの 種類	居宅サ ービス事 業所	指定期 日
合資会社岡村 商店	三戸郡五戸町 字下モ沢向一 の一	特定福祉 用具販売 商店	合資会社岡村 商店	三戸郡五戸町 字下モ沢向一 の一	平成 一六・八・三

青森県告示第六百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年八月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス 事業	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は 住所	介護予 防サ ービス の種類	介護予 防サ ービス事 業所	指定期 日
合資会社岡 村商店	三戸郡五戸町字 下モ沢向一の一	特定介護 予防福祉 用具販売 商店	合資会社岡 村商店	三戸郡五戸町字 下モ沢向一の一	平成 一六・八・三

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年八月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

中泊町すくすくしたまえ館	二〇七の二	中泊町大字小泊字下前	を
中泊町すくすくしたまえ館	二〇七の二	中泊町大字小泊字下前	に改める。
中泊町総合文化センター「パ ルナス」	坂二〇	中泊町大字中里字紅葉	

### 人事委員会

人事委員会告示十八第二号

平成十一年六月九日人事委員会告示十一第二号（労働基準法別表第一の号別区分）

の一部を次のように改正する。

平成十八年八月十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

別表第三号の項を次のように改める。

第三号	<p>各地域県民局地域農林水産部地方漁港漁場整備事務所、各地域県民局地域整備部（同八戸港管理所を含む）、同目屋ダム管理所を除く。））、各地方農林水産事務所地方漁港漁場整備事務所、各県土整備事務所（同駒込ダム建設所、同各港管理所及び同鱒ヶ沢道路河川事業所を含む。）</p>
-----	---

別表第十二号の項中「自治研修所、」及び「白神山地ビジターセンター」を削り、「（寄宿舎を除く。）」の下に「美術館」を加え、「含む。ただし」を「含む」に改め、「青年の家」を削り、同表第十三号の項中「各食肉衛生検査所（同三戸支所を含む。）」を「各地域県民局地域健康福祉部（総務企画室及び保健総室に限る。）」に改め、「つくしが丘病院」の下に「動物愛護センター、各食肉衛生検査所（同三戸支所を含む。）」を加え、「あすなる学園、さわらび園」を「各医療療育センター」に改める。

**雑 報**

青森県事業団公告第三号

平成十八年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百七十一回定例会の議を経た平成十七年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十八年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百二十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十八年八月十八日

青森県新産業都市建設事業団  
理事長 三 村 申 吾

平成17年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 分負担金及び金	1 負担金	9,560,000 円	9,560,000 円	9,560,000 円	0 円	0 円	0 円	
		1 負担金	9,560,000	9,560,000	9,560,000	0	0	0
		2 財産収入	121,000	121,686	121,686	0	0	686
2 財産収入	1 財産運用収入	121,000	121,686	121,686	0	0	686	
		1 財産運用収入	121,000	121,686	121,686	0	0	686
3 繰入金	1 繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0	
		1 繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	29,285,000	29,285,494	29,285,494	0	0	494	
		1 繰越金	29,285,000	29,285,494	29,285,494	0	0	494
5 諸収入	1 預金利子	23,424,000	23,423,458	23,423,458	0	0	△542	
		1 預金利子	1,000	458	458	0	0	△542
		2 会館管理収入	23,423,000	23,423,000	23,423,000	0	0	0
		3 雑収入	0	0	0	0	0	0
歳入	合計	63,390,000	63,390,638	63,390,638	0	0	638	

歳 出		款	項	子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	子 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事業団費	1 事業団運営費			63,390,000 円	32,715,342 円	0 円	30,674,658 円	30,674,658 円
				63,390,000	32,715,342	0	30,674,658	30,674,658
歳 出 合 計				63,390,000	32,715,342	0	30,674,658	30,674,658

歳入歳出差引残額 30,675,296 円

平成17年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	子 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	子 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 事業収入	1 臨海収入	18,514,000 円	18,516,608 円	18,516,608 円	0 円	0 円	2,608 円
		12,430,000	12,431,633	12,431,633	0	0	1,633
		6,081,000	6,082,149	6,082,149	0	0	1,149
	2 市川収入	3,000	2,826	2,826	0	0	△174
	3 百石収入	18,514,000	18,516,608	18,516,608	0	0	2,608
歳 入 合 計							

歳 出

款	項	子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	子 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事 業 支 出		18,514,000 円	18,431,428 円	0 円	82,572 円	82,572 円
	1 臨 海 事 業 費	12,430,000	12,372,806	0	57,194	57,194
	2 市 川 事 業 費	6,081,000	6,058,622	0	22,378	22,378
	3 百 石 事 業 費	3,000	0	0	3,000	3,000
歳 出	合 計	18,514,000	18,431,428	0	82,572	82,572

歳入歳出差引残額

85,180 円

平成18年度青森県新産業都市建設事業団  
一般管理会計補正予算 (第1号)

平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,351千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 120	千円 121
	1 財産運用収入	1	120	121
3 繰入金		6,844	△5,844	1,000
	1 繰入金	6,844	△5,844	1,000
4 繰越金		1	30,674	30,675
	1 繰越金	1	30,674	30,675
歳入合計		35,401	24,950	60,351

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 35,401	千円 24,950	千円 60,351
	1 事業団運営費	35,401	24,950	60,351
歳出合計		35,401	24,950	60,351



平成18年度青森県新産業都市建設事業団  
一般事業会計補正予算 (第1号)

平成18年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 18,806	千円 81	千円 18,887
	1 臨海収入	12,670	60	12,730
	2 市川収入	6,133	22	6,155
	3 百石収入	3	△1	2
歳入合計		18,806	81	18,887

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 18,806	千円 81	千円 18,887
	1 臨海事業費	12,670	60	12,730
	2 市川事業費	6,133	22	6,155
	3 百石事業費	3	△1	2
歳出合計		18,806	81	18,887

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭